



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第502号 令和4年9月27日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
579	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
580	保安林を指定する件	森林整備課

### 【企業管理規程】

番号	表題	担当課名
3	徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	

### 【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
11	徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第五百七十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年九月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量  
遠隔教育支援ツール 五十五組
- 2 購入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 納入期限  
令和五年三月二十四日
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（三において「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和四年十一月十四日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六三

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局学校教育課キャリア・消費者教育担当

電話 八八 六二一 三三三五

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八八二

電子メール [gakkoukyoui\\_kuka@pref.tokushi.na.jp](mailto:gakkoukyoui_kuka@pref.tokushi.na.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

##### （一） 受領期限

令和四年十一月十四日（月曜日）午前十一時

##### （二） 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

##### （三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

##### （一） 日時

令和四年十一月二十四日（木曜日）午前十一時

(二) 場所  
徳島市万代町一丁目一番地

(三) 入札書の提出方法  
徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和四年十一月二十二日（火曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「遠隔教育支援ツール 五十五組入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係る職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- 7 契約書の作成の要否
- 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県経営戦略部管財課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 9 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 その他

詳細は、入札説明書に示す。

## 7 Summary

- 1 Nature and Quantity  
Distance Learning Support Tool 55sets
- 2 Time Limit of Tender  
11:00 a.m on November 24, 2022
- 3 Section in charge of contract  
Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2063
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender  
Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2063

徳島県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年九月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字正木字南山二三の五、二三の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字南山二三の五・二三の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県企業管理規程第三号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十七日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十中「分べんの日後八週間目に当たる日」を「分べんの日以後一年を経過する日」に改める。

附 則

この規程は、令和四年十月一日から施行する。

## 徳島県病院局管理規程第十一号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十七日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十中「分べんの日後八週間目に当たる日」を「分べんの日以後一年を経過する日」に改める。

### 附 則

この規程は、令和四年十月一日から施行する。